

Title	経済史観の前九後三年の役
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.705(79)- 718(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(六) 直接強制

爰に直接強制と申すは強制豫算、強制支出、代議決、代執行、及び吏員の選任等を總稱するものとす。

自治體に於て必要なる經費を豫算に計上せざる時は、監督官廳自から其の經費を豫算に計上す可く、又自治體に於て必要なる支出を爲さざる時は監督官廳自から支拂命令を發し、其の支出を爲さしむることを得。換言すれば監督官廳の作成したる豫算若くは支拂命令が自治體の豫算若くは支拂命令として法律上の效力を發するものにして、即ち直接強制の一手段たり。然りと雖も、この權限を自治體の隨意支出にも及ぼすに至りては自治體を蹂躪するの甚しきものと云はざる可からず。自治體の議決機關が召集に應せざるか、成立せざるか、又は議決す可き事

項を議決せざる時は、監督官廳に於て其の議決に代る可き意思を決定するの權を有せざる可からず。是れ即ち代議決の權なり。市制第九十一條第四項に於て市會又は市參事會が議決す可き事項を議決せざる時、市長が當該事項に付きて府縣參事會の議決を請ふことを規定したるは其の一例なり。又市制第六十三條第二項に於て「市長、其他の吏員其の執行す可き事件を執行せざる時は府縣知事又は其の委任を受けたる官吏員之を執行することを得」と規定せるは即ち代執行の一例なり。此の場合に於て、費用は自治體の負擔とす。又市制第六十四條第一項に於て市長、助役、收入役、又は副收入役に故障あるとき、監督官廳が臨時代理者を選任し、其の職務を管掌せしめることを規定したるは即ち監督官廳の吏員選任權を認めたるものにして、此の

場合、臨時代理者は當該自治體の吏員たるものとす。

(三) 解散及び懲戒

以上述べたるもの、外、監督官廳は或は自治體の機關を改造し、或は吏員を懲戒することを得べし。以て自治體に對する國家監督權の如何に廣大なるかを知る可きなり。國家は自治體の違法行為は勿論、其不當の行為に對しても亦充分なる干渉權を留保したり。自治體の行為が適法なる可きは勿論なるも、何が公益に適するかは自治體自から認定するの權能を有せざる可からず、監督官廳をして自治體の公益認定權にまで干渉せしむるは吾人の寒心に堪へざる所なり。(完)

經濟史觀の前九後三年の役

松本彦次郎

戰記物語ほど我國民性に影響を與へたるものあるまい、日本歴史の大部分は戰争史であることは大正の今日と雖も尙免るゝことは出来ない吉田東伍氏の倒叙日本史は多少の非難はあるにしても室町時代の土地制度の研究について論述しあるは從來の缺點を補はるゝもので栗田博士の莊園考及古事類苑政治部其他の土地制に關しての研究は鎌倉時代以後は幽靈の尾の如く消えて頭計りの福助と同一であるに反し。吉田博士は室町時代以下について論じてゐる。從來は戰争趣味にとらはれて大名の領地そのものには注意は足らなかつたので戰争の趣味は國民の思想を支配した證據である。この興味的娛樂の讀みもの今日存するもの、中で最も早いと信せらるゝのは前九年役を叙述したる陸奥話記と後三

年記として繪卷の説明書である。けれどもこの軍記の萌芽は將門記で陸奥話記に先立つこと凡百二十年で著作せられたので武士的道德の固まらない中の武士生活の叙述であるから内容の娛樂的要素が乏しいので軍記物に中に入れぬを通説とする。

天慶の亂は將門が俯して皇城を窺ふなどの俗説が興味をひき、將軍が天位を覬覦せしを以てこの亂の原因とせるを明治時代になり眞福本の將門記の古寫本あるは一般に知られ、またこの著は亂後一二年後になりし正確なる史料たることは知られたので東西軍記や大鏡などの誤謬は發見せられ、將軍謀叛の動機は一族の争鬪に基けるが中途に動機が變更して破れかぶれに大叛逆を企てたりとし。或は藤原氏の跋扈の爲め檢非違使の役すら得られぬ不平などの通説さへ一般に信せられたが織田完之氏は京都のハイカラ思想を代表せし經基が武藏守として下り關東の

豪族たる武芝氏との争ひたるを將門が仲裁せるに經基は將軍を誤解し京都に上り將門を誣告せし爲めと從來の研究に一步をすゝめた(三田史學會の織田氏の講演による)

けれども將門記が史的價値を増し或る點は紀記類よりも正確であるからとて將門記一點張りで説明し過ぎる傾ありと思ふ。けれども群書類従本の將門記眞福寺所藏の將門記は卷首に缺闕があり、そして此缺闕せる部分は天慶の亂の眞の原因であることに氣がつかなかつたのである所が幸にもこの缺闕は今昔物語によつて充分補はれてゐる。今昔物語は天慶年間を遅るゝこと百四十五年故、天慶亂の史料として信ずるに足らぬと云ふ人もあらうけれど將門記と今昔物語と兩方を對照し讀まぬからである。今昔物語卷二十五平將門發謀反被誅話は將門記の抄譯であつて將門記は漢文體であるが今傳へらるゝ今昔は假名交り文で其内容は將門記と同一なるより

して抄譯たる事は疑ふべくもない。試みに卷初の部分を引用すれば

初は將門が父良持が弟に下總介良兼と云ふ者有り、將門が父失て後其伯父良兼と聊に不吉事有て中惡く成ぬ。亦父故良持が田畠の諍に依て遂に合戦に及ぶと云へども良兼等に道心有て佛法を崇に依て、強に合戦を不好。

と。明に所領の争としてゐる。然るに將門怒つて國香を殺したるに國香の子貞盛關東に來りたることにつき將門記には

貞盛情檢案内、凡將門非本敵。斯源氏之緣坐也、苟貞盛在守器之職、須歸官都、可增官勇、而孀母在堂、非子誰養、田地有數、非我誰領、陸族將門、通芳操於花夷流比翼國家。

之れによれば貞盛は將門父の敵であるにも拘らず之れと争はむとはせず、却つて坂東にある所領を心配してをる所をみれば今昔物語の記事と照應する所もあり。此亂の眞因は土地同題たる

は疑ひを挾む餘地はない。名門の子弟は京都にあつては藤原氏の閥族政治の爲めに志を得ず。

源平の如き皇族より出で、三四代にして地方に赴かねばならぬ事情になつてゐる。天慶の亂は正系の藤原氏以外の諸名族の地方に土着し、武家と云ふ新階級を形づくり、これ等の名族は京都と關東に往來した、過渡時代ではあるが土著精神の色彩は勝つてゐる。天慶亂の根本は土地問題でありとすれば、將門記と同一系統に屬する陸奥話記の前九年の役は經濟史的觀察を下すことは更に必要と思ふ。經濟史的説明を以て一方に偏するとの非難は免れないが本論文の目的は從來最も必要な經濟的觀察の皆無なる軍物語の娛樂的分子を離れてみるので、自分は將門記や陸奥話記に對して藝術的價値や思想の方面を論じたことあるれば殊更に經濟的の方面に重きを置いて論じやうと思ふ。

前九年の役については安倍頼時の奥州に於け

る地位と、源賴義の陸奥の國司たる兩者の意義は最も大切である、殊に奥州の豪族は其他の地方の豪族と同一性質のものであるか否やの根本問題に入らねばならぬ。陸奥話記は其發端にこの亂の原因を記し、

六箇郡之司有安倍賴良者、是同忠良子也、父祖忠賴東夷酋長、威名大振、部落皆服、橫行六郡劫略人民、子孫尤滋蔓、漸出衣川外、不輸賦貢、無勤徭役代代驕奢、誰人敢不能制之、永承之頃、太守藤原朝臣登任發數十兵攻之、出羽秋田城介平朝臣重成爲前鋒、太守率夫士爲後、賴良以諸部倅囚拒之。

と、陸奥六郡は云ふまでもなく、蝦夷民族と大和民族の雜居であるから異民族は部落を異にして住む事もあり、亦兩民族が混血の場合もある故に記録の表記の文字にのみよることは出来ない、安倍賴良(後賴時と改名)の東夷の酋長なる語は鎌倉時代に玉葉などに奥州秀衡に對する浮

囚東夷とは異なり、蝦夷民族の酋長と解するより外はない、賴良時代に諸部浮囚とあるは蝦夷民族の諸部落を糾合せるものを意味するものであるが酋長であるから賴良は蝦夷民族とあるとの斷定は出てこない。當時奥州六郡の蝦夷は自己の民族より大酋長を置き大統一の出來かは疑問である、そこで賴時は蝦夷民族なりやの問題が起る。陸奥話記は賴時の貞任が藤原光貞の妹を嫁せんとしたが光貞は「賤其家族、不許之」とあるよりして文化の劣れる異民族に妹を嫁せしむることを好まぬ様に見ゆる。然るに貞任が殺された時記事に貞任一家を形容して

容貌魁偉、皮膚肥白也、中略貞任子童、年十三歲、名曰千世童子、容貌美麗、

之れによれば蝦夷民族の特性と大和民族の特性共にあらはれて反て兩者の混種と見られぬではない。奥州六郡も大和民族も居住し、蝦夷民族の部落もありとすればこの地方は中央政府の

地方官制は充分行はれたるべきものでなく、殊に種族編制時代の蝦夷民族は特別にみねばならぬ。この問題は吾妻鏡文治五年十月二十四日の條に

可遂出羽國地檢之由、被仰置留守所、御進發之後、地頭等、愁申云、地檢之間可頗間田之旨留守張行之由云々仍今日可停止件事趣、所被遣御書也。

當國檢注之間、可被倒所々地頭間田之事、尤驚聞食、於出羽陸奥者依爲夷之地、度々新制にも除訖、偏守古風、更無新儀、然者件間田等何被停廢哉、有公田之外間田者如年來にて不可相違之旨依鎌倉殿仰、執達如件

十月二十四日

前因幡守

出羽留守所。

制度に於いても新舊のもの並び存する故に劃一的研究は不可能である。賴時時代と後の藤原

氏時代とは年代に於いて百年の差があるけれども土地制などには大した變化發展のないことは吾妻鏡の記事を信じてよからう。こそで藤原氏時代の制度を研究して安倍氏時代に溯ることは新しきを以て濫りに舊きを想像するものではない。こゝに注意すべきは奥州六郡をまとめて藤原氏は勢力をもつてゐたので賴朝如何に之をみたかについては吾妻鏡卷之六文治二年四月二十四日の條に「是去比、被下御書、御館者、奥六郡之主、予者。東海道惣官也」當時賴朝の知國行は關東九ヶ國であるので東海道惣官はこの幕府の分國を指したのであらう。六郡之主なる語は陸奥守たりとの意に解せねばならぬ。玉葉三十六卷治承五年八月賴朝關東に舉兵した時だが未だ平家没落前であるから。

關東賊徒猶未及追討、餘勢強大之故也、以京都官兵、輒難攻落歟、仍以陸奥住人秀平、可被任彼國史判之由、前大將所申行也、件國、

素大略虜掠。然者、拜任何事之有哉。

之れによつてみれば藤原氏は奥州六郡を知行してゐるのでたゞ政府の方では之れを認めないのだ今度住人秀衡をして叛人頼朝を追討せしむるにつき公に陸奥の國司にすること十五日の除目には陸奥守藤原秀平と公然と任命したのだ、だから文治五年九日に泰衡の滅亡せるとき其履歴を敍鎮守府將軍兼陸奥守秀衡の次男としてあるをみれば奥州藤原氏の國司に任せられたのは漸く秀衡の時である。

陸奥話記は六箇郡之司安倍頼良としてあるけれども今昔物語は六郡の内に安倍頼良としてある(若今昔物語は源隆國の作とすれば隆國は承暦元年七十四で死んだから前九後三年役の終はつて康平五年は五十九の時ださうすれば隆國は自分と同時代の陸奥話記を和文譯にした事になり、さうでなければ話記は今昔の漢文譯と云ふことになる或は話記今昔共に隆國の作とも考へ

られる、けれども今傳る今昔物語には後三年役に關する目次あつて本文は闕けてあるがさうすれば隆國死後事件まで今昔に載つてゐる事になるから少くとも今傳る今昔物語一部は後に書き加へたものかも知れない、詞花集などに二十卷としてある今傳るものは三十一卷になつてゐる。されば今昔物語の作者についての論になるがこの今昔物語は經濟史料として紀記以上の價值あり、作者を知るは必要であるけれど長くなるから略する。)ともかく陸奥話記作以後幾何もない中に和譯された今昔物語に司を内に書いてゐるのは今日傳はる話記は内を司と誤寫したとみるがよからう。話記はすゞ下に安倍氏の横行六郡と記してあるをみて司は面白くない。そこで話記の安倍氏謀叛の理由を横行六郡、勃掠人民、子孫尤滋蔓、漸出衣川外、不輸賦貢無勤催役代々驕奢、誰人不能制之。と蝦夷酋長は其部落なる衣川以外に出たことは部落を出た

と特別關係たることを注意せねばならぬ。

前九年役の原因については貞任は貞光の妹を妻とせんとせしに其族を賤められたるを憤り、貞任貞光を要撃し、義家貞任を所罰せんとせしより貞任父と共に兵をあぐとなし、後三年役について三浦博士史學雜誌二十二ノ一に發表せる康富記掲載の新史料による藤原の眞衡の養子成衡源頼義の女を迎へんとの祝ひに一族秀武は眞衡に侮辱されたるを遺恨に思ひ、同族清衡武衡を語ひ眞衡を襲ふたのに義家は干涉し遂に戦争になつたと。歴史上の事件には必ず女ありなどの迷信を強からしむることはこの兩役の直接原因となつてゐるが兩者とも眞を傳ふとはいへない。戦記は其實事件の變化の面白さに重きを置いた爲め表面の事實のみを記載し底強い暗流の流れてゐる點は力説しないからである。

前九後三年の役とも頼義義家共にこの亂の鎮壓に向ふたと云ふよりも國司として陸奥に在國

野蠻族より進んだ民族を犯す結果一種奪略となつた。陸奥に國司たるもの實際上に勢力があれば強制的に賦貢催役を命ずることも出来やうが相手は野蠻である以上腕力は必要である。だから新國司は入部して法律を強制する場合に酋長たる豪族と衝突は起るにきまつてゐる、豪族の方で圓滿に解決しやうとすれば新國司に贈賄して自分の勢力を保たうとする。源頼義國司として陸奥に入り數年を経て府務を強行しやうとしたらその時に頼時傾首給仕駿馬金寶之類悉獻幕下(話記)して蠻民降參の形をとつた。後に藤原基衡の時になつて似た事件はあつた、藤原師綱は陸奥の國司として國中の公田を檢注しやうとしたら基衡は大庄司季春と心を合せ師綱に抵抗しやうとしあはや戦争が始らうとした時に金一萬兩の贈賄をしやうとした事は古事談に(本誌七卷四號參照)見えてゐる。これは奥州豪族の慣用手段であるに見える。かく奥州國司と豪族

中起つた戦争である。この國司と豪族たる阿倍清原、藤原氏と到底兩者の利害は一致し得べからざる性質のものである。特殊の地たる陸奥國司たるものは其部下のものに勇士たる武人のあることは最も都合のよいのであるが阿倍頼時と最初戦争をした藤原登任は其郎従として平永衡を従へて下り一郡を領せしめたとあるよりみれば(話記)頼時謀叛以前に己れの部下に一郡を與ふことは安倍氏の一郡を削ぐに當るので安倍氏が己の領地を削減されると不快に思ふたも無理でない、後三年の役の時も義家の郎等たる正經、助包義家の被官人として郡使となり郡の檢田中起つた事件で寧ろ眞衡に同情したが後清衡家衡の降参したとき義家之を許し、六郡割分、各三郡充被清衡家衡とあるのをみれば奥州六郡に於いて清原なる豪族に實權を與へさすれば平和が成立すべく豫期されたことよりみても豪族と土地問題との關係が大切であるかはわかる。

管領兩國、又三十三年也、

こゝに庄の數などを計算せず村數あげてあるのは珍らしいことで充分研究を要すと思ふ。けれども亦奥州藤原氏は公卿の頼長の莊園を預り其年貢を納めた例(本誌七ノ四参照)もあればこれまで研究の如く劃一主義を一貫したら大なる誤りである。

安倍、清原、藤原の奥州豪族の奪掠的勢力は前述の如くであるが前九年役には陸奥國司として十二年後三年役には數年奥州に滞在せし義家についても幾多の疑問は提出される。大亂の後の土地整理は非常なる困難なもので長元々年平忠常の關東に謀叛の時坂東は荒され一時は可作之田十八町よりないが辰重上總守となりし當時五十餘町あつた、それから三四年の間に千二百餘町に増加し他國に散在せし人々も歸來したのだが元來常陸には二千町内外もあつたのだ戦争に荒され以後舒々回復せられたのである(左經

奥州を奪掠したと京都から思はれてゐる藤原氏の領の中忍には地頭大庄司季春を置いたが季春は基衡の股肱とたのむべき臣であつてこの一郡をひつくるめて彼れに任せたい、が當時の國司は郡内檢注と云ふので基衡等のあはせたことは古事談に最も詳はしい。これは前に泰衡滅亡の後出羽の檢田をやつた時地頭どもは間田多き故に此間田沒收せられた事を頼朝に訴へたが頼朝は出羽は夷地故例外なりともとのまゝに許した。この忍郡は泰衡滅亡に至るまでまゝめて一郡に庄司を置いたかも知れぬ。吾妻鏡文治五年八月八日、又泰衡郎從信夫佐藤庄司又號湯庄信忠信とて義經の身替りつた兄弟の親は忍郡をあげかつてゐたらしい一族佐藤義清(西行法師)上京して上西門院に仕へてゐたに富有であつたのをみれば奥州の特別制なることは知れやう。文治五年九月二十三日の條に
而兩國陸奥有一萬餘之村中略基衡者果福軼父、

(記)亂後四年にして國は半分より回復してゐない。戦後に於ける經營の困難かくの如くだが義家は果してどうであるか、この事について百練抄の記事は最も大切である。

寛治五年六月十二日給宜旨於五畿七道、停止前陸奥守義家隨兵入京、並諸國百姓以田畠公驗、好寄義家朝臣事、件由緒藤原實清與清原則清、相論河内國領所之間義家朝臣與舍弟義綱爭權、兩方爭威之間、欲企攻伐天下之騷動、莫大於此、

と、これ義家が後三年の役を終へて三年を経ての時である。實清、則清兩人の(池田氏平安朝史に武則の子武衡河内領所について實清とあるは誤りか)系圖も不明であるが義綱は出羽守義家は陸奥守たりしこともあり清原氏なら出羽に關係多いから奥羽地方のこと、關係してゐるらしい。後二條師通記は簡單に記して脱漏が多いので何とも云へないがこの争の原因に僕從之事云

々よりみれば其臣下と臣下の争ひに主人同士の義家と義綱と戦ふべき形勢とはなつたのだ。百姓が好んでその田畠の公驗を義家によするの昔から權門によせたことあり、之れに關する禁令も屢々出たゐる譯だが後三年役になつて義家に公驗をよすることには意味がなくなつてはならぬ公驗とはどう云ふものであるか試みに石清水八幡のものを左にあぐる。

太宰大貳宅解 申請 在京職裁事

請被給職判、爲後代證文、所領明地庄

壹處本公驗失狀

在美濃國可兒郡四理郡家兩鄉

四至 限東大石東峰 限南嶺山遊峰 限西可兒河尻 限北可兒河

右件庄元始祖小野宮御領、傳轉領掌之間無他妨、仍代々國司無檢田入勘收公、近代爲荒廢地、無人寄作、然而四至内田畠隨見作免除、而去九月十八日至載在狀、右望請、職裁早給證判、爲後代相鑒、以

解、

承曆二年十二月二十二日事業從七位上利氣宿禰時元

左京職判

依件庄公驗燒亡紛失、解狀顯然與判如件 同年同月 廿六日

大夫藤原朝臣(花押)

以下略

判件在相傳被領掌之旨、敢無相違、仕燒失之職判、不可有後妨在地郡司承知可勤行之

同年同月二十九日

大介藤原朝臣花押

郡判

任國判旨、檢四至阡陌無相違、本家領知給旨、仍四至内田畠偏爲庄領、官物租稅所被奉免也、後日在郡司署之 同三年正月十九日

四度便伴

郡判無相違、故在地加證署之

以下略

義家は百姓よりうけた土地を兼併したとみるもこゝに最も困難な問題は起る。吾妻鏡によれば奥州征伐の賞與としてうけたのは上總の莊園一つもらつたことのみ見える、本朝文粹にも見ゆる如く奥州征伐は支那の將軍が北夷征せし功にならひ、朝廷よりは伊與の國司に任じて之を賞してゐる。賴義の子賴信平忠常征伐の功には丹波の國司たらん事を乞ふたことは、當時の日記に見えてゐる、話記にも「賞勳功稱賴義朝及正四位下伊豫守、太郎義家從五位下出羽守、次郎義綱藤左衛門尉」とみえてゐるのはこの時代に國司は俸祿以外に其私収入は甚多かつたので京都に貧乏した公卿は兩三年も地方に行ける富巨萬を重ねることは當時公然の祕密で大江匠衡が朝廷に表を奉り公然と之を論じてゐる、國司は地方

に私腹を肥やし、京都に其財産を運ぶのを目的とするので、道長時代の筑前の國司仲能は金七瓶銀七萬を京都に蓄へたことは日記長秋記に詳かでの種の例は澤山ある。然るに紀記などでは百姓は權門に其土地を寄贈し、其保護の下に租税を免れんとするのは莊園の多くなる原因の一たることは何人も怪まぬけれども公卿は之れをうけたる場合と武家がうけたる場合が同一であるかは研究に最も必要のとで話記に、賴義朝臣威風大行、拒捍々類皆如奴僕、而愛士好施、會坂以東弓馬士之大半門客と、爲門客となる意を臣下と解すればそのまゝであるが其臣下たる武士の領と賴義、義家などの關係は必要であるけれど此具體的研究をせずして莊園なる一般研究の結果を如何なる場合にもあてはめようとする從來の研究法は非常に誤つてゐる。義家が百姓より公驗をうけるこの重大なる事實はたゞ義綱義家との仲違ひの原因としてのみ論じてゐるの

は前九後三年の役をたゞ戦争の興味みとのみするからである。

奥州の國司として今一つ注目すべきは金の問題である。このことは史學雜誌二十篇五號に論じたことがあるから成るべく重複せぬ例をひく源賴朝は奥州國司藤原秀衡に送つた書狀中に「又如貢馬貢金者、爲國土貢印 爭不督領哉とあるので陸奥國司は王朝時代を通じて金のことを取扱ふもので随つて役徳があつたと見える義家が陸奥國司となつたことは前九後三年の合戦に於いて見免す能はざる事實である。基衡は藤原賴長より五箇の莊を預つてゐるが賴長が一箇の莊より五十兩に増徴せんとしたが基衡は拒んだ。けれどもこの莊から得た金につき賴長の日記臺記に「十七日仁平三年九月癸卯、自奥州莊々持來、砂金百六十五兩とある、五箇の莊だけの貢金すら百六十五兩であれば全體としては大したものでも藤原氏は一佛師にすら二百兩を贈つ

てゐる。藤原は新國司入部の際の送財にすら一萬兩を贈つたのも怪しむに足らない、前九年役は賴朝は賴義に金寶を獻じたことも、後三年の役に、賴義の女の成衡と結婚の場合に一族秀武は及七旬老屈捧砂金跪坐したのも奥州の金の豊富なることをあらはしてゐる。小野宮、實資の日記野府記長和三年二月七日の條に

今日將軍維良自奥州參上、所貢左府之物馬二十疋十二疋置調鞍今二疋不鞍置今八疋貢家子達 胡祿鷲羽砂金絹綿布等其數尤多、鳴預、將軍任府隨身數萬物詣運府、道路成市是之臣萬云々件維良初蒙追捕官府不經幾間榮爵又任將軍財貨之力也、外 狼 輩 彌監、貯財寶令買官爵之計歎悲代也。

奥州に赴任する官吏の金を得ることは出來た證據である。

朝廷に於いても奥州より得る金の高は莫大なもので御堂關白記によれば、金七萬兩盜まれた記事がある。米、布は鑄貨と並び行はれた當時

金とは無論砂金のことでも目方を以て量つてゐる此時代に七萬兩の金は決して少い量ではない。今昔物語にある紀延助などの高利貸生活などもよくこの方面の消息を語つてゐるものである。平治物語に見ゆる金賣吉次の奥州と京都の間に往復せしことは史實としては別問題とするもこの種の商人のあつたことは拒むことは出來ないこの金賣のことを註釋的に布演したのは謠曲の熊坂で、「さて三條吉次信高とて、黄金を商ふ商人あつて毎年數多の寶を集め高荷を作つて奥州へ下」と、金を賣ると云ふことはよく此時代の經濟状態の一斑を説明してゐると思ふ。佐渡の金は奥州よりみれば遅れて掘つたらしい、今昔物語に能登の國で鐵を掘れる工夫の一人は佐渡に金あることを知り、國司は之れに命じ金を得せしめしに二十日にして千兩だけ掘つたものともあるが、今昔は其長（前の鑛夫）ノ後ニモ必掘ケンカシ、遂ニ不聞ニテ止ニケリトナム」と

結んであるをみれば奥州の如く一般に知られない證據で前九後三年役前後は奥州のみは金の產地であるともみて差支ない。

後三年役は前にも述べた如く義家が國司として下向中の出來事である。後三年記によれば朝廷は義家の清衡との戦ひを私闘なりとし何等の賞をやらなかつた。戦争好きの我國民は義家の功を無視せる如く廷臣を非難するけれども誤つてゐる。この戦は義家の妹の眞衡の養子成衡との結婚の晩に偶然と起つたもので始より公の性質のものでない。たゞ國司たる義家との戦争にたなつのでこの戦ひの起つた事は京都でも疑を抱いてゐる。後二條師通記によれば應徳三年九月二十八日になつて陸奥兵亂事義綱出羽可使如何とある。若世説の如くこの戦争は三年か、つたならば應徳三年九月頃には少くとも戦争始まつて一ヶ年以上と經てゐる。所が十月になつて不審となり、十一月になり要領を得ない、所が

寛治三年十月十日になり

陸奥前司義家事被定委不聞追可尋歟(前書)

とこれによれば亂後一年にして事件の眞想は京都に不明との意であるが、それも國司としての義家に不正のあつたことを意味するか充分の研究を要する所である。寛治元年十月義家は清原氏追討の國解を進じた計りであるにすぎず翌年正月には藤原基家は陸奥國司に任せられてゐる。國司として義家は事務引繼のいとまもない中に基家任じた事とは不思議であると思へ、藏原宗忠はこの事件につき蓋有故領とかいてゐる、義家は疑問の人であつたのである。永長元年十二月になり宗忠の記事中左記の記事は。

砂金藏入所先例下給而近日金不候云々如何、

仰云前陸奥守義家朝臣砂金未進云々

翌二年三月二日二十五日の條に

前陸奥守義家合戦之間不貢金、

これ後三年役の後九年以後の記事である。さき

に義家の未功課なるに次の國司の任命ありたるを怪しみ、師通記は義家の奥州に於ける舉動に絶えず不思議を抱いてゐる點を綜合して考へて見ても義家の貢金せざることは疑の餘地あると思ふ。武將たる義家に世人は眩惑されてゐるけれども經濟史上よりこの亂を見る時は却つて興あると思ふ。否戦争話も必要であらうけれども歴史の眞の意味よりよくは後者にあると思ふ。前九年役なる名稱も不當であり、後三年役についての年月にも誤りあるけれども今は之れを略する。前九後三年兩方を混同してかいたのは經濟史上よりは區別の必要はないからである。奥州藤原氏のことをつけ加へたのは土地制について藤原の方材料多いのと、清原時代と藤原時代に土地制に變化に大差ないからである。源頼朝が奥州征伐をした理由の一面も奥州の富源と云ふことに注意せねばならぬ

和蘭に於ける労働者運動(其一)

大矢知昇

本篇は和蘭經濟學者として名を馳せしCharlotte A. van Manen氏が「シエモラー」教授の主宰せる Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung u. Volkswirtschaft in Deutschen Reichesに於ける論文 Zum Stande der niederländische Arbeitsbewegungの大意を譯出せしものなり。

第一節 労働組合

一、歴史、統一的特徴を缺ける和蘭労働組合の發達に就きて見るに十九世紀の前半期に於いては社會的的政治的運動の労働者に與へし影響の見るべきものなく、越えて一八七〇年頃に至りて始めて微弱なる團體的精神の萌芽を見るに至りたるが、こは政治上の事變によりて更に長足の進歩を爲したり。加ふるに世界に共通なる思想も此精神の萌芽と共に影の體に伴ふが如く起る

に至れり。只和蘭労働者運動には其初期に當りて階級争闘なる觀念は毫も認むること能はざりしなり。次で一八七二年の會議の結了後始めて小同業組合(労働組合)の成立を見たり。かくて一八七〇年以後は労働組合の數は漸次増加せしが、而かも專制的精神は依然として團體を支配し、其事務に關しても企業家、労働者共に其れに加れり。當時旭日東天の勢を以つて發展しつゝありし自由主義的組合は甚だ労働者に同情を有せしかば共同團體、労働者住宅の改良、銀行制度等に關して種々の建言を呈せり。されど企業家(Die Herren)の勢力は未だ完全に自立する能はざる此運動に一大痛棒を與ふるに至れり。要之該運動の歴史は労働階級の歴史と云ふこと能はず。寧ろ各個人の歴史と云ふを可とせん。如此は同國が經濟状態に於いて幼稚なるが爲めに組合を組織すること能はざりしも、而かも有力なる人物は次で輩出するに至れり。